

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進について

当院では、厚生労働省の後発医薬品促進の方針に従い、患者負担軽減、医療保険財務改善に資するものとして、入院及び外来において後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に採用しています。

◎ 後発医薬品とは…（厚生労働省のHP抜粋）

- ・ 先発医薬品と治療学的に同等であるものとして製造販売が承認されている
- ・ 一般的に研究開発に要する費用が低く抑えられているため、先発品に比べ薬価が安くなっている。
- ・ 患者負担の軽減や医療保険財務の改善に資する。

◎ 医薬品供給不足時の適切な対応ができる体制を整えています

- ・ 医薬品の供給が不足した場合、規格や製薬会社などの変更を行うなど医薬品の処方内容の変更等に関し、治療継続のため適切に対応します。
- ・ 医薬品の供給状況によって投与する薬剤が変更となる可能性があります。
- ・ 変更の際には患者さんに十分に説明致しますが、ご不明な点や不安な事がありましたら薬剤師までご相談ください。

2024年6月1日